

2 一般民事法務

【債務整理案件】

債務に苦しむ個人の皆様の資産・負債の整理をお手伝いすることで、ご相談者を借金の苦しみ、眠れない夜から救って差し上げたい、当事務所のメンバーは心よりそう願っています。

当事務所では、豊富な経験に基づき、金融機関や取引先など債権者との任意交渉、破産、民事再生など裁判所を利用した法的整理手続の他、会社分割の手法などを活用した先端的な私的整理スキームのご提案・実施など、ご相談者の背景に沿った最適な方法をご提案することができます。

【離婚、夫婦・親子問題】

縁あって結婚や同棲をした夫婦、カップルでも、いざ離婚、関係解消となると婚姻費用の分担、財産分与、慰謝料、子どもの問題（親権・面会交流、養育費）など、いろいろな法的問題が生じます。夫婦、カップルごとに多様なライフスタイル、種々の財産状況があり、それぞれの局面において考えるべきこと、とるべき方策がたくさんあります。

また、養子縁組をしたり養子関係を解消したりする局面では、世代間の異なる両者の言い分を踏まえて、当事者以外の親戚関係、人間関係にも配慮しながら身分関係・財産関係を整理することが肝要であり、極めて繊細な注意が必要となります。また、実親・実子の間でも、家庭内暴力（DV）、児童虐待など、表には出ないものの、当事者が深刻に悩んでいる事案もあります。

家族の問題は、クライアントの皆様にとって、本当に辛いお悩みだと思います。当事務所では、クライアントの皆様に関心から寄り添い、皆様に笑顔が戻るよう、精いっぱいご支援させていただきます。

【相続関連法務】

健康寿命の伸びに伴い、近年は勤務先を退職されてからのセカンドステージを、元気にエンジョイされる方がたくさんいらっしゃいます。その一方で、ご自身の余生、亡くなった後の財産処理で苦慮される方も少なくありません。

ご相談者の意思を実現し、大切な伴侶、子供たちの相続紛争（「争族」）を予防するための遺言書作成のご依頼は、最近、大変多くなっています。当事務所では、ご相談者との長期的なお付き合いをベースに、相続発生後に、ご相談者のお思いを汲んだ遺言の執行、法定相続人による遺産分割協議のお手伝いをし、遺産分割協議書の作成までお手伝いいたします。

また万が一、相続紛争となった場合の遺産分割調停・審判といった法的手続の段階まで、広くご相談に乗らせていただいております。